

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

				資料番号	2	担当課	観光国際課
法令名	旅行業法	根拠条項	9-2	不利益処 分の種類	旅行者 (本邦外の企画旅行 (参加する旅行者の募集をす ることにより実施するものに 限る。)) を実施しないものに限 る。) に対する登録の取消し		
<p>○ 旅行業法</p> <p>(営業保証金の追加の供託等)</p> <p>第九条 旅行者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。</p> <p>2 第七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から百日以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(営業保証金の供託)</p> <p>第七条 旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。</p> <p>2 旅行者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。</p> <p>3 旅行者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。</p> <p>4 観光庁長官は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内に旅行者が第二項の届出をしないときは、その定める七日以上の期間内にその届出をすべき旨の通告をしなければならない。</p> <p>5 観光庁長官は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行者が前二項の届出をしないときは、当該旅行業の登録を取り消すことができる。</p>							